

(資料13) 現行水質規制の内容

規制対象施設区分	水質汚濁防止法（水濁法）	湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）	上乗せ条例	備考
<p>特定施設 水濁法政令別表に規定され、総理府令に基づく一律基準が適用される。</p>	<p>政令別表第一（抜粋） 1-2 畜産農業の用に供する イ、豚房施設（豚房面積 50m² 以上） ロ、牛房施設（牛房面積 200m² 以上） ハ、馬房施設（馬房面積 500m² 以上）</p> <p>68-2 病床数 300 床以上の病院に設置される イ、ちゅう房施設 ロ、洗浄施設 ハ、入浴施設</p> <p>72 し尿浄化槽（処理対象 501 人以上）</p>		<p>排水量 25m³ / 日以上の特定事業場を対象に、主な項目について、国の一律基準より厳しい基準を設定。</p>	昭和 63 年設定
<p>みなし指定地域特定施設 湖沼法第 14 条に基づき、水濁法の特定施設とみなし、同法の規定が適用される。</p>		<p>（みなし指定地域特定施設） 1. 病床数 120 以上 299 以下の病院に設置される イ、ちゅう房施設 ロ、洗浄施設 ハ、入浴施設</p> <p>2 し尿浄化槽（処理対象 201 人～ 500 人）</p>	<p>排水量 25m³ / 日以上の特定事業場を対象に、主な項目について、国の一律基準より厳しい基準を設定。</p>	平成元年設定
<p>湖沼特定事業場 新增設による汚濁負荷量を抑制するため、湖沼法施行規則第 2 条により定められた規制基準が適用される。</p>		<p>特定施設、みなし指定地域特定施設のうち、下水道の終末処理施設等を除き、排水量 50m³ / 日以上のもの。</p>		<p>COD については平成 2 年設定 N、P については平成 7 年設定</p>
<p>指定施設 湖沼法第 15 条に基づき、排水基準により難しいものとして、構造等の基準が適用される。</p>		<p>（指定施設） 1. 畜産農業の用に供する イ、豚房施設（面積 40m² 以上 50m² 未満） ロ、牛房施設（面積 160m² 以上 200m² 未満） ハ、馬房施設（面積 400m² 以上 500m² 未満） 2. こいの養殖施設 （網いけずの総面積 500m² 以上）</p>		平成 15 年設定
<p>準用指定施設 湖沼法第 22 条に基づき、構造等の基準が適用される。</p>		<p>（準用指定施設） 水濁法政令別表第一、1 の 2 の特定施設のうち、排水基準が適用されないもの。</p>		平成 15 年設定

水質汚濁に係る排水基準の概要

1. 水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準(国の一律基準)

有害物質に係る基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物(パリン、メチルパリン、メチルピクトン及びEPNに属する)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びその化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10(230)mg/l
ふっ素及びその化合物	8(15) mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	100 mg/l

生活環境項目に係る基準

項目		許容限度
水素イオン濃度 (PH)	海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160 (日間平均 120) mg/l
化学的酸素要求量(COD)		160 (日間平均 120) mg/l
浮遊物質質量(SS)		200 (日間平均 150) mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)		5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)		30 mg/l
フェノール類含有量		5 mg/l
銅含有量		3 mg/l
亜鉛含有量		5 mg/l
溶解性鉄含有量		10 mg/l
溶解性マンガン含有量		10 mg/l
クロム含有量		2 mg/l
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量(T-N)		120 (日間平均 60) mg/l
りん含有量(T-P)		16 (日間平均 8) mg/l
備考		
1. この表に掲げる排水基準は、事業場全体での一日の平均排出水量が50立方メートル以上の特定事業場に限り適用されます。		
2. BODについての基準値は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODについての基準値は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用されます。		
3. T-N及びT-Pについての基準値は、特定の海域及び湖沼(ダム湖を含む)の関係地域(集水域)についてのみ適用されます。		

備考(有害物質に関する基準)
 「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」については、海域以外の公共用水域に排出されるものについては括弧外の数値、海域に排出されるものについては括弧内の数値が許容限度となる。

2. 上乘せ基準

中海・宍道湖の関係地域（集水域）に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m ³)	項目及び許容限度											
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大			
1 豚房、牛房又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	40	160	40	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	50	160	50	160	150	200	5	30	3,000	30	4
	50以上 1,000未満		40		40							20	3
			50		50							30	4
1,000以上		40		40							20	2	
		50		50							30	3	
2 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料若しくは有機質肥料の製造業又は動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	40	160	40	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	50	160	50	160	150	200	5	30	3,000	50	5
	50以上 1,000未満		40		40							20	3
			50		50							50	5
1,000以上		40		40							20	2	
		50		50							30	3	
3 し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するし尿処理施設であって、同法第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置し、便所と連結してし尿を又はし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する施設以外のものに限る。）を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	20	160	20	160	150	200	5	30	3,000	20	2
		5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	2
	50以上 1,000未満		20		20							20	2
			30		30							20	2
	1,000以上		20		20							15	2
			20		20							15	2
4 し尿処理施設（前号に規定するし尿処理施設を除く。）のみを設置する特定事業場（501人槽以上の浄化槽、農集、コブア）	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	4
		5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	25	5
	50以上 1,000未満		30		30							20	4
			30		30							25	5
1,000以上		20		20							15	3	
		20		20							15	3	
5 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	20	160	30	160	150	200	5	30	3,000	30	3
		5.8以上8.6以下	20	160	30	160	150	200	5	30	3,000	35	3
	50以上 5,000未満		20		30							30	3
			20		30							35	3
	5,000以上		10		15							20	2
50,000未満		20		30							35	3	
50,000以上		10		15							15	1	
		10		15							20	1	

表続き

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m ³)	水素イオン濃度 (PH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30			
												日間平均	最大	日間平均
6 その他の特定事業場	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	25	4
	50以上 1,000未満			30		30							20	3
				30		30							25	4
	1,000以上			20		20							15	2
				20		20							15	3

備考

- 各欄の上段は、中海・宍道湖の関係地域（集水域）にあっては昭和63年1月1日以後、神西湖の関係地域（集水域）にあっては平成7年4月1日以後に、設置の工事がなされた特定事業場に適用される基準値。
- 各欄の下段は、中海・宍道湖の関係地域（集水域）にあっては昭和63年10月31日以前、神西湖の関係地域（集水域）にあっては平成7年3月31日以前に、設置又は設置の工事がなされていた特定事業場に適用される基準値。
- BODについての基準値は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODについての基準値は、湖沼に排出される排出水に限って適用される。
- 一の特定事業場が同時に他の特定事業場の区分に属する場合において、それぞれの区分につき異なる基準値が定められているときはそれらの基準値のうち最も大きな値（ゆるい基準）が適用される。

中海・宍道湖の関係地域（集水域）に適用される上乘せ排水基準（湖沼法関係）

特定事業場の区分	適用排出水量の区分 (m ³)	項 目 及 び 許 容 限 度												
		水素イオン濃度 (PH)		生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)		化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)		浮遊物質 (SS) (mg/l)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素含有量 (T-N) (mg/l)	りん含有量 (T-P) (mg/l)
		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30			
日間平均	最大											日間平均	最大	日間平均
1 みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院（120床～299床）	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	20	3
		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	30	160	30	160	150	200	5	30	3,000	25	4
	50以上 1,000未満			30		30							20	3
				30		30							25	4
	1,000以上			20		20							15	2
				20		20							15	3
2 みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場（201～500人槽）	25以上 50未満	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	60	160	60	160	150	200	5	30	3,000	50	5
		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	90	160	90	160	150	200	5	30	3,000	60	8
	50以上 1,000未満			60		60							50	5
				90		90							60	8
	1,000以上			20		20							15	3
				20		20							15	3

備考

- 各欄の上段は、平成元年8月1日以後に設置の工事がなされた特定事業場に適用される基準値です。
- 各欄の下段は、平成元年7月31日以前に設置又は設置の工事がなされていた特定事業場に適用される基準値です。
- BODについての基準値は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用され、CODについての基準値は、湖沼に排出される排出水に限って適用されます。
- この表の区分に属する特定事業場が、同時に表13-4の区分に属する場合は、表13-4の基準が適用されます。

湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく
 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準（島根県）

○湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準
 （平成二年四月二十四日 告示第五百三十六号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平成二年七月十五日から施行する。

- 一 適用する地域
 法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海及び宍道湖に係る地域（平成元年総理府告示第五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域）第二指定地域の表第一号ロ及び第二号に掲げる区域に限る。以下「指定地域」という。）
- 二 適用する工場又は事業場
 法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下

a 及び b 湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年島根県条例第四十八号）に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量に係る排水基準（日間平均に係る許容限度とする。以下「排水基準」という。）の区分に従いそれぞれ次のとおりとする。

排水基準（単位：リットルにつき）	a	b
二〇	二二・七	〇・九七
三〇	三四・〇	〇・九七
四〇	四七・三	〇・九六
五〇	五九・一	〇・九六
六〇	六八・〇	〇・九七
九〇	一〇二	〇・九七

三 規制基準
 「湖沼特定事業場」という。）

規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げる算式により算出した汚濁負荷量とする。

一 平成二年七月十五日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot D \times 10^{-2}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設を設置又は構造等の変更を行うもの	$L = \{ a \cdot Q_0 + (D - Q_0) + C \cdot Q_0 \} \times 10^{-2}$

備考

- この表の下欄に掲げる算式において、L、Q、Q₀、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。
- L 排出が許容される汚濁負荷量（単位：一日につきキログラム）
- Q 排出水の量（単位：一日につき立方メートル）
- Q₀ 規制基準の適用の際における排出水の量（単位：一日につき立方メートル）

二二〇	二三六
-----	-----

C 排水基準（単位：リットルにつきミリグラム）

湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準（鳥取県）

○湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準

（平成二年四月二十四日）
鳥取県告示第四百三十八号

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号、以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準を次のとおり定め、同条第三項の規定により告示し、平成二年七月十五日から施行する。

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域（平成元年総理府告示第五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件）により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。）

二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

三 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとに同表の下欄に定める算式により算出した汚濁負荷量とする。

湖沼特定事業場の区分	規制基準
一 平成二年七月十五日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot D \times 10^{-1}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設を設置又は増設等の変更を行うもの	$L = (a \cdot D_1 + (D - D_1) + 0 \cdot D_2) \times 10^{-1}$

備考 下欄に定める式において、L、Q、Q₀、a、b及びCは、それぞれ次の値を表わすものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Q 排水の量（単位 一日につき立方メートル）

九〇	一〇二	〇・九七
一一〇	一三六	

Q この規制基準の適用の際における排水の量（単位 一日につき立方メートル）

a、b及びC a及びbは湖沼特定事業場の排水に適用される水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分に従い次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準（単位 リットルにつきミリグラム）とする。

C（排水基準）		a	b
二〇	三〇	二二・七	〇・九七
四〇	四〇	三三・〇	
五〇	五〇	四七・三	〇・九六
六〇	六〇	五九・一	
		六八・〇	

湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく

窒素、磷に係る汚濁負荷量の規制基準（島根県）

○湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき
 づく窒素含有量及び磷含有量に係る
 汚濁負荷量の規制基準

（平成七年九月十九日
 告示第七百五十五号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号、以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、窒素含有量及び磷含有量に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平成七年十一月一日から施行する。

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中流及び末道湖に係る地域（平成元年総理府告示第五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域）第二 指定地域の表第一号ロ及び第二号に掲げる区域に限る。以下「指定地域」という。）

二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当

備考

この表の下欄に掲げる算式において、L、Q、Q₀、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Q 排水水の量（単位 一日につき立方メートル）

Q₀ 規制基準の適用の際における排水水の量（単位 一日につき立方メートル）

a及びb 湖沼特定事業場の排水水に適用される水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく窒素含有量及び磷含有量に係る排水基準（日間平均に係る許容限度とする。以下「排水基準」という。）の区分並びに業種等の区分に従い、それぞれ次のとおりとする。

規制項目	業種等の区分	
	排水基準 (単位 リットルにつき ミリグラム)	
水産食料品 製造業等の 業種	二〇	二三・六
	三〇	三五・五
業種	五〇	五九・一
	〇・九六	

たりの平均的な排水水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

三 業種等の区分

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年島根県条例第四十八号）別表第二に掲げる特定事業場のうち、豚房、牛房又は馬房施設を設置する特定事業場及び畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料若しくは有機質肥料の製造業又は動植物油脂製造業に係る特定事業場（以下「水産食料品製造業等の業種」という。）と、それ以外の業種（以下「その他の業種」という。）とに区分し、それぞれ規制基準を設ける。

四 規制基準

規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとと同表の下欄に掲げる算式により算出した汚濁負荷量とする。

業種	算式
一 平成七年十一月一日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot Q \times 10^{-3}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成七年十一月一日以後に湖沼特定施設を設置又は構造等の変更を行うもの	$L = \{ a \cdot Q_{0-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0 \} \times 10^{-3}$

窒素含有量	その他の業種					水産食料品製造業等の業種				
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	二	三	四	五	六
一七・〇	二二・七	二八・三	三三・七	三九・一	四四・五	二・二七	二・三六	三・五五	四・七三	五・九一
〇・九七	〇・九七	〇・九七	〇・九七	〇・九七	〇・九七	〇・九六	〇・九六	〇・九六	〇・九六	〇・九六

C 排水基準（単位 リットルにつきミリグラム）

湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく窒素含有量等に係る汚濁負荷量の規制基準（鳥取県）

○湖沼水質保全特別措置法第七条

条第一項の規定に基づく窒素含有量等に係る汚濁負荷量の

規制基準

（平成七年九月十五日）
（鳥取県告示第六百十五号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、窒素含有量及び磷含有量に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平成七年十一月一日から施行する。

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域（平成元年総理府告示第五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件）により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。以下「指定地域」という。）

二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成七年十一月一日以後に湖沼特定施設を設置又は構造等の変更を行うもの。	$L = (a \cdot D \cdot I + (D - a) \cdot C \cdot Q) \times 10^{-3}$
--	--

備考 下欄に掲げる算式において、L、Q、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）
- Q 排出水の量（単位 一日につき立方メートル）
- Q 規制基準の適用の際における排水の量（単位 一日につき立方メートル）
- a、b及びC a及びbは湖沼特定事業場の排水に適用される水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく窒素含有量及び磷含有量の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分並びに業種等の区分に従い、それぞれ次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準（単位 リットルにつきミリグラム）とする。

規制項目	業種等の区分	C(排水基準)	a	b
			二〇	三三・六

二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

三 業種等の区分

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）に掲げる特定事業場のうち、豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する湖沼特定事業場並びに畜産食品製造業、水産食品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る湖沼特定事業場（以下「水産食品製造業等の業種」という。）と、それ以外の湖沼特定事業場（以下「その他の業種」という。）とに区分し、それぞれ規制基準を設ける。

四 規制基準

規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとと同表の下欄に定める算式により算出した汚濁負荷量とする。

湖沼特定事業場の区分	規制基準
一 平成七年十一月一日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot D \cdot I \times 10^{-3}$

窒素含有量		磷含有量	
水産食品製造業等の業種	その他の業種	水産食品製造業等の業種	その他の業種
三〇	一五	三〇	一五
三五・五	一七・〇	三五・五	一七・〇
五〇	二二・七	五〇	二二・七
五九・一	二八・三	五九・一	二八・三
一七〇	三三・五	一七〇	三三・五
二一〇	四・七三	二一〇	四・七三
二二五	五・九一	二二五	五・九一
二八〇	二・二七	二八〇	二・二七
三〇〇	三・四〇	三〇〇	三・四〇
三三〇	四・五三	三三〇	四・五三
三六〇	五・六七	三六〇	五・六七
四〇〇	九・〇七	四〇〇	九・〇七
四三〇		四三〇	
四六〇		四六〇	
五〇〇		五〇〇	
五三〇		五三〇	
五六〇		五六〇	
六〇〇		六〇〇	
六三〇		六三〇	
六六〇		六六〇	
七〇〇		七〇〇	
七三〇		七三〇	
七六〇		七六〇	
八〇〇		八〇〇	
八三〇		八三〇	
八六〇		八六〇	
九〇〇		九〇〇	
九三〇		九三〇	
九六〇		九六〇	
一〇〇〇		一〇〇〇	

湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例

平成14年10月25日

島根県条例第56号

湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

湖沼水質保全特別措置法第19条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下「法」という。)第19条(法第22条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第15条第1項に規定する指定施設(法第22条に規定する指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号。以下「政令」という。)第6条第1号に掲げる施設及び第10条に規定する施設の構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 豚房、牛房又は馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
 - (2) 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。
 - (3) 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
 - (4) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。
 - (5) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
 - (6) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。
 - (7) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
 - (8) 前各号に掲げる措置を講ずることのできないやむを得ない事由がある場合にあっては、知事が当該措置と同等以上の効果を有すると認めた措置を講ずること。
- 2 政令第6条第2号に掲げる施設の使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
 - (2) 死魚は、法第3条第2項に規定する指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例

平成14年10月15日

鳥取県条例第57号

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

湖沼水質保全特別措置法第19条の規定に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下「法」という。)第19条(法第22条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第15条第1項に規定する指定施設(法第22条に規定する指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号。以下「政令」という。)第6条第1号に掲げる施設及び政令第10条に規定する施設(以下「豚房施設等」という。)の構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 豚房、牛房又は馬房の床(以下「床」という。)は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
 - (2) 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。
 - (3) 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、表面を平滑にするとともに、不浸透性材料を用い、適当なこう配及び排水溝を設ける等汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
 - (4) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、適切な容量を確保するとともに、不浸透性材料を用いる等汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。
 - (5) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
 - (6) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう、汚物の保管設備及び汚水貯留槽並びにこれらに附帯する設備について点検及び管理を行うとともに、これらを適切に使用すること。
 - (7) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
- 2 前項各号に掲げる基準の全部又は一部に定める措置と同等以上の効果を有すると知事が認める措置が講じられている豚房施設等については、当該全部又は一部の基準は、適用しない。
- 3 政令第6条第2号に掲げる施設の使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
 - (2) 死魚は、法第3条第2項に規定する指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。